

別紙様式第4号(2) (第117条第4号関係) (平18農水令41・全改、平23農水令10・平24農水令15・平27農水令33・一部改正)

第 年度 ( 年 月 日から ) 損益計算書  
日 月 日まで

(共済農業協同組合連合会名)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	× × ×
直接事業収益	× × ×
受入共済掛金	× × ×
再保険金	× × ×
再保険払戻金	× × ×
その他の直接事業収益	× × ×
共済契約準備金戻入額	× × ×
支払備金戻入額	× × ×
責任準備金戻入額	× × ×
契約者割戻準備金戻入額	× × ×
財産運用収益	× × ×
利息及び配当金収入	× × ×
買現先利息	× × ×
預金利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
貸付金利息	× × ×
不動産賃貸料	× × ×
その他の利息及び配当金	× × ×
金銭の信託運用益	× × ×
金銭債権収益	× × ×
有価証券売却益	× × ×
有価証券評価益	× × ×
有価証券償還益	× × ×
金融派生商品収益	× × ×
その他の運用収益	× × ×
特別勘定資産運用益	× × ×
その他経常収益	× × ×
受取出資配当金	× × ×
受取特別配当金	× × ×
その他の経常収益	× × ×

経常費用		×××
直接事業費用		×××
支払払戻金	×××	
支払返戻金	×××	
支払共済金	×××	
支払割戻金	×××	
再保険料	×××	
その他の直接事業費用	×××	
共済契約準備金繰入額		×××
支払備金繰入額	×××	
責任準備金繰入額	×××	
割戻金据置利息繰入額	×××	
財産運用費用		×××
金銭の信託運用費	×××	
金銭債権運用費	×××	
有価証券売却損	×××	
有価証券評価損	×××	
有価証券償還損	×××	
金融派生商品費用	×××	
貸付事務費	×××	
貸倒損失	×××	
不動産管理費	×××	
不動産償却費	×××	
その他の運用費用	×××	
特別勘定資産運用損	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
価格変動準備金繰入額		×××
事業普及費		×××
事業管理費		×××
人件費	×××	
業務費	×××	
諸税負担金	×××	
施設費	×××	
雑費	×××	
その他経常費用		×××
寄付金	×××	
交通事故対策事業費	×××	
その他の経常費用	×××	

経常利益（又は経常損失）	×××
特別利益	×××
固定資産処分益	×××
異常危険準備金取崩額	×××
価格変動準備金取崩額	×××
その他の特別利益	×××
特別損失	×××
固定資産処分損	×××
減損損失	×××
その他の特別損失	×××
税引前当期剰余（又は税引前当期損失）	×××
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
契約者割戻準備金繰入額	×××
当期剰余金（又は当期損失金）	×××
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	×××
〇〇積立金取崩額	×××
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	×××

（記載上の注意）

- 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 法令等に基づき、又は連合会の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。
- 遡及適用、誤謬<sup>かろう</sup>の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。